

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3278号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座001110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



朝陽に輝く屋久島の新緑 (鹿児島県屋久島町)

もくじ

随 情 政

想 報 策

地方公共団体主導の地域脱炭素の更なる推進について
 ―地域の成長戦略としての地域脱炭素。脱炭素先行地域の事例を踏まえ―
 環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課長 近藤 貴幸…(2)

2023年の移住相談の動向について
 認定NPO法人ふるさと回帰支援センター 副事務局長 稲垣 文彦…(8)

持続可能な村づくりを目指して……大阪府千早赤阪村長 南本 斎…(12)

コラム

地方における食品製造業

東京大学・福島大学名誉教授

生源寺 眞一

2022年度まで6年間勤務した福島県では、さまざまな出会いを体験した。そのひとつが食べ物のコンクールであり、4回にわたって審査委員長を拝命した。コンクールの最終段階では10点ほどの優れた品物が選ばれ、最優秀の食品には「ふくしま満天堂グランプリ」の称号が与えられる。惣菜や麺類や和菓子・洋菓子など、幅広い分野が競うわけだが、福島県産の農林水産物を活用していることが応募の条件である。

毎年多くの手があがるのだが、候補者が県内各地に立地している点も印象的だった。大半の事業所は小さな規模であり、実質的に家族経営のケースもある。けれども新たな材料への挑戦や加工手法の新機軸、さらにはパッケージのデザインの工夫など、製品の改良に投じられるエネルギーは並大抵ではない。ただし、小さな事業所には研究開発部門が存在するわけではない。毎日の作業のあいまに粘り強い創造力を発揮しているといったところだろうか。

福島県だけではない。地方では産業に占め

る食品製造業の割合が高く、それぞれに地元産の農産物や海産物を活かした取組に余念がない。このように地場産の材料による食品製造である点は、都市周辺に立地して海外の農産物にも依存する大手の食品メーカーとの違いだと言ってよい。近隣の農業や漁業を支える役割も果たしてきたわけである。もちろん、食品製造の事業所自体も地方経済の重要な柱である。

雇用機会の観点から眺めてみると、食品の製造業には重要な特徴がある。それは景気の動向に左右されにくい安定性にほかならない。食料は絶対的な必需品であり、高齢化が進むことで食の好みも固定化している面もある。食品にあつては、不景気だから買うのはしばらく控えるといった行動をとることが困難なのである。個々の事業所は零細であっても、雇用機会として揺れの小さい産業である点で、食品製造業は町や村の経済と社会をしっかりと支える大切な領域なのである。もっと注目されてよいと思う。

写真キャプション

周囲約132kmのほぼ円形の屋久島。島の中央部には、九州最高峰の宮之浦岳(1,935m)を主峰とした山々が連座し、「洋上アルプス」の異名を持つ。樹齢数千年におよぶ屋久杉をはじめ世界的にも貴重な自然が残り、1993年に世界自然遺産に登録された。鯛ノ川の河口にあるトローキの滝は、海を滝壺にする珍しいもので、国内では屋久島と知床半島の2か所にしか存在しないといわれている。

地方公共団体主導の地域脱炭素の更なる推進について

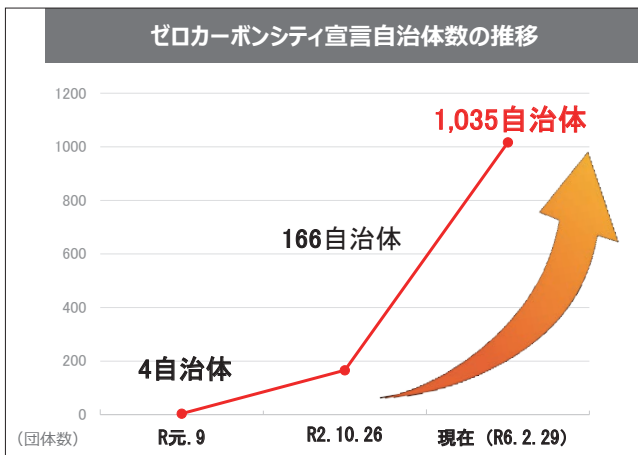
—地域の成長戦略としての地域脱炭素。脱炭素先行地域の事例を踏まえ—

環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課長 近藤 貴幸

1 はじめに

我が国の2050年カーボンニュートラル・2030年度46%温室効果ガス削減目標の実現に当たっては、地域特性に応じた再生可能エネルギーの最大限導入が不可欠ですが、そのためには地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が重要となります。再生可能エネルギーを地域で創り、貯めて、賢く使うことは、足元のエネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換にもつながると同

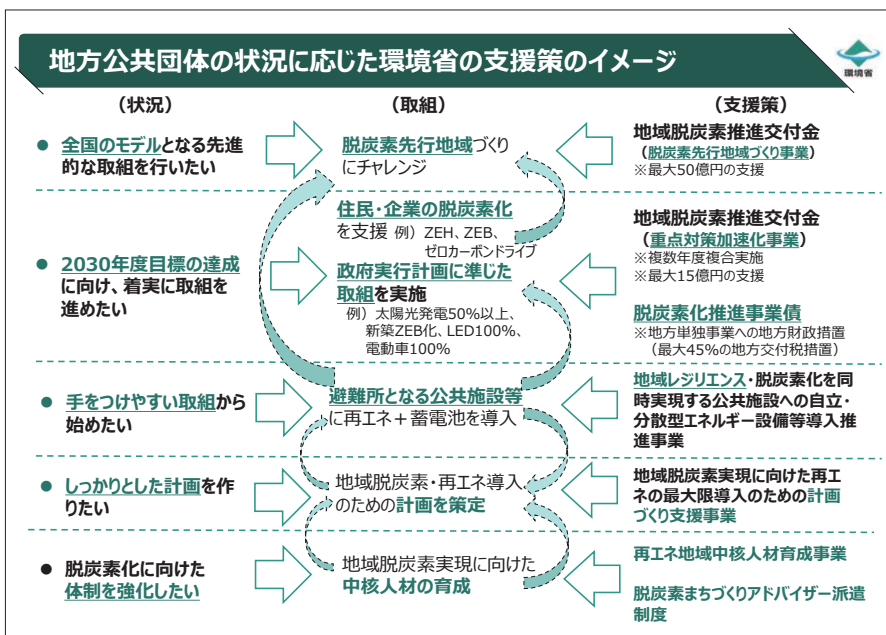
資料1



時に、地域エネルギー収支(経済収支)の改善、未利用資源活用を通じた産業振興やレジリエンス強化等、さまざまな地域課題の解決にも貢献し得ると考えられます。菅総理(当時)がカーボンニュートラル宣言をした2020年10月にゼロカーボンシティ宣言を実施していた地方公共団体は166団体に過ぎませんでした。今年2月末には1035団体となつています(46都道府県、588市、22特別区、30町、49村。資料1)。また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定済みの団体数(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は策定義務、その他市町村は努力義務)も、2020年末時点で493団体でしたが、2023年度末には約900

団体になると見込まれる等、地域脱炭素の動きが加速化しています。環境省では、地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定)等に基づき、関係省庁と連携して、地方公共団体の地域脱炭素化に係る取組状況に応じてさまざまな支援を行ってまいります(資料2)。

資料2



政 策

2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金による支援

2021年の地球温暖化対策推進法の改正により、地方公共団体は、自らの事務事業に加え、その区域の自然的社会的条件に応じて施策の目標を定めて当該区域の脱炭素に取り組むこととされました。このため、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金。以下「交付金」という）を2022年4月に200億円で創設しました。

2024年度の予算額は、GX予算と2023年度の補正予算とあわせて560億円となっています（資料3）。交付金は「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」で構成されています（交付対象、交付率等の概説は拙著「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について」2022年8月8日発行、町村週報3209号を参照してください）。

① 脱炭素先行地域は「脱炭素×地域課題解決」のモデル

交付金の1つ目の柱「脱炭素先行地域づくり事業」は、有識者評価委員会によって別途選定された脱炭素

先行地域の提案内容を複数年度・複合的に支援するものです。

地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の1つが脱炭素先行地域の実現です。脱炭素先行地域とは、民生電力部門を中心に2050年を待つことなく2030年度までに、脱炭素と地域課題解決を同時に実現する地域のことです。全国の先行例・模範となつて、「脱炭素ドミノ」の起点になり、地域脱炭素の取組を広げていくことが強く期待されるモデル地域です。

2025年度までに少なくとも100カ所を選定する予定ですが、これまでに計4回、全国で73地域（内訳、2県、53市、10町、8村）が選定されました。重要なポイントは、その取組が同時に地域課題を解決し、地方創生に資するかどうかです。地球規模の取組といえる温暖化対策を地域政策へとつなげ、全国へ脱炭素ドミノを起こす（横展開していく）ためには、脱炭素の取組が地域にとってメリットがあることが重要といえます。これまで選定された中から、町村の事例をいくつか紹介したいと思います。

北海道土幌町の取組

北海道土幌町では、畜産・ふん尿

資料3

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

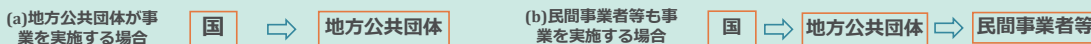


■ 地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援。

Table with 2 columns: Budget Year (令和4年度, 令和5年度, 令和6年度) and Amount (20,000, 32,000, 36,520 million yen).

Main table with 4 rows: 交付対象 (脱炭素先行地域づくり...), 交付率 (原則2/3), 上限額 (50億円/計画), 支援内容 (再エネ設備, 基盤インフラ設備, 省CO2等設備).

<参考：交付スキーム>





▲北海道上士幌町のバイオガスプラント

の処理過程で発生するメタンガスを利用したバイオガス発電等を地域新電力「かみしほる電力」を通じて町全域の家庭・業務ビル等に供給していきます。脱炭素の取組と同時に主要産業である畜産業の廃棄物処理コスト低減を図る、地域経済循環・サーキュラーエコノミーの構築を目指すモデルです。

群馬県上野村の取組

群馬県上野村では、豊富な地域資源である森林を最大限活用した木質バイオマス熱電併給設備のほか太陽



▲島根県邑南町の持続可能な農業の展開

光発電・蓄電池を最大限導入し、近隣の地域新電力「中之条パワー」と連携して村全域の脱炭素化を進めます。林業の再生を図るとともに、地域防災施設を中心とした複数の地域マイクログリッドを構築し、レジリエンス強化を目指すモデルです。

島根県邑南町の取組

島根県邑南町では、地域新電力「おなんきらりエネルギー」がPPA(事業者が初期費用を負担し住宅等に太陽光発電等を設置し、発電した電力を住宅所有者に販売する等により初期費用を回収するもの)事業者となつて、公共施設、事業所、住宅等に太陽光や蓄電池を設置し

電力の自家消費を進めること等により、3行政区の全域の脱炭素化を進めていきます。大規模なソーラーシェアリング(約4MW)、農機具の電化、農作業用軽トラックのEV化等にも取り組む農業振興モデルです。

高知県北川村の取組

高知県北川村では、太陽光・蓄電池のほか、豊富な水資源を活用した小水力発電(4力所約750kW)を導入して村全域の脱炭素化を進めます。村出資の北川村振興公社が中心となつて再エネ電源の運営や特産品ゆずのソーラーシェアリング等を行う脱炭素と地域産業の振興を目指すモデルです。

その他の先行地域においても、脱炭素の取組により、地域のさまざまな課題(防災レジリエンス強化、産業・農林水産業振興、観光振興、中心市街地・住宅地の再生、公共交通の維持確保、資源循環、生物多様性等)の解決を目指すチャレンジが精力的に行われています。既定の脱炭素先行地域の計画概要や計画書本体、解決する課題設定や地域資源の活用等による類型整理等の情報は環境省ホームページ「脱炭素

地域づくり支援サイト」に掲載されています。

また、選定された先行地域については、環境省と評価委員がフォローアップ・伴走支援を行っており、その中で見えてきた課題(系統接続、設置場所、体制等に係る課題)やその解決方法についても同ホームページに掲載しています。次回(第5回)の募集期間は、6月17日～28日ですが、評価委員会からは先進性・モデル性や実現可能性(需要家はじめとする関係者の合意等)を高めた提案が求められていますので、ご参考にしていただければと思います。

② 重点対策加速化事業

交付金の2つ目の柱「重点対策加速化事業」は、2030年度46%温室効果ガス削減目標の実現に向け、全国の地方公共団体がそれぞれの目標を掲げ、複数年度にわたり複合的に脱炭素事業を実施することを支援するものです。①の先行地域づくり事業が2050年カーボンニュートラルを20年前倒して目指すモデルである一方、重点対策加速化事業は2030年モデルと言えるかと思えます。令和4年度・5年度で110団体(内訳29県、62市、18町、1村)

政 策

が採択されていますが、単に住宅や事業所に対して交付金を活用して太陽光や蓄電池、ZEH（ゼロエネルギーハウス）やEV等に補助するに止まらず、地域政策としてのさまざまな工夫が見られます。これまで選定された中から、いくつか事例を紹介したいと思います。

神奈川県開成町の取組

神奈川県開成町では、ZEH、ZEH+、太陽光発電設備、蓄電池、EV、ソーラーカーポート等多様なメニューに対し一般財源で上乗せをしつつ補助を行うとともに、開発に伴う住宅整備については事業者に予め補助金を割り付けるなどのインセンティブを与えてZEHエリアとして質の高い街区の整備を目指す工夫を試みています。なお、開成町は庁舎では全国で初のZEB（ゼロエネルギービルディング）認証を受けています。

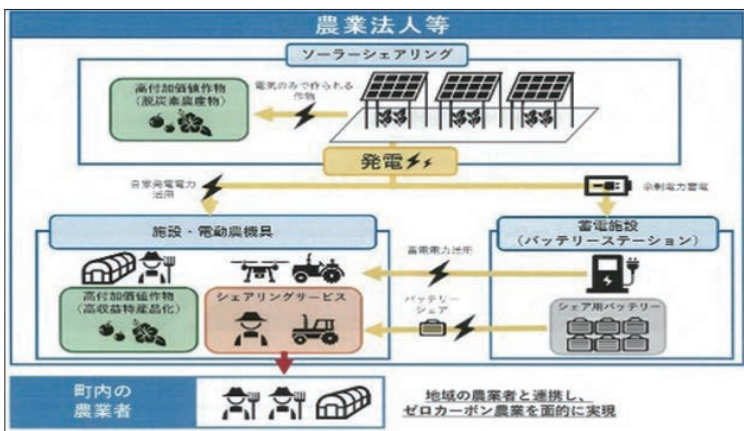
長野県箕輪町の取組

長野県箕輪町では、同一敷地内に存在する公共施設に太陽光発電やソーラーカーポートを設置するとともに、自営線を設置しマイクログリッドの構築を検討しています。また、全公用車のEV化とともに充放

電設備を設置し、蓄電池と連動してピークカットを行い電気料金の削減等を図ります。

島根県美郷町の取組

島根県美郷町では、個人や事業者向けに太陽光・蓄電池・EV・充放電設備等の補助を行うとともに、営農法人等に対しソーラーシェアリングへの補助を行い、農業施設の燃料代の削減や農業収益の向上を図ります。



島根県美郷町の取組のイメージ

また、県の重点加速化事業では、県内市町村職員の再エネ・エネルギーマネージメント等のノウハウが乏しい現状実態を踏まえ、市町村經由の住宅用太陽光発電補助制度等を創設し、市町村体制の底上げ等を図っている事例も見られます。

その他、PPAを活用したEV充放電設備の設置や共同購入事業（住民に対し太陽光発電等の購入希望者を募り一括発注して価格低減を図る取組）等さまざまな工夫が見られます。重点加速化事業の概要についても、環境省のホームページに掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

3 各府省連携による地域脱炭素支援

環境省では、交付金以外にも自家消費・地域消費を軸に、地方公共団体の取組段階に応じて、計画づくり支援・人材派遣事業や地域レジリエンス事業（避難施設等への再エネ設備・蓄電池等の同時導入支援）等の支援を地方公共団体向けに行っています。

また、地域脱炭素ロードマップでは、2025年度までを集中期間として政策を総動員することとされており、環境省を含む1府6省（内閣

府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）において、財政支援等163事業を「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」として公表し充実してきています。

特に地方財政措置（資料4）については、令和5年度から脱炭素化推進事業債・公営企業債（脱炭素化推進事業）が創設されたところであり、令和6年度からは脱炭素化推進事業債の対象に地域内消費を主たる目的とする場合（第三セクター等に対する補助金）が追加されました。また、令和6年度から過疎債では「脱炭素化推進特別分」が創設されることにも、過疎債・辺地債における再エネ・省エネ・ZEB等の対象の明確化（実質拡充）が行われています。

これらの各府省支援メニューについても、同様にホームページで掲載（資料5）しておりますので、一層積極的にご活用いただければと思います。

4 おわりにー今後に向けた地域脱炭素の基盤づくりが重要ー

地方公共団体主導の各種脱炭素の取組では、地域課題解決と絡めることに加え、その中で、地域金

資料4

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置



	脱炭素化推進事業債	公営企業債 (脱炭素化推進事業)	過疎対策事業債	辺地対策事業債	防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債
起債充当率	90%	・地方負担額の1/2※に公営企業債(脱炭素化推進事業)を充当(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当) ※電動バス等の導入については増高経費	100%	100%	100%
交付税措置	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入(①、②については50%、③、④については財政力に応じて30～50%、⑤については30%)	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の80%を基準財政需要額に算入	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための以下の事業【単独】 <ul style="list-style-type: none"> ①再生可能エネルギーの導入^{注1} ②公共施設等のZEB化^{注2,3} ③省エネルギー改修^{注4} ④LED照明の導入 ⑤電動車の導入(EV、FCV、PHEV) 再生可能エネルギーの導入【単独】令和6年度より、「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等^{注5})に対する補助金を対象に追加。ただし、対象事業費は導入に要する経費の2分の1を上限とする 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化推進事業債と同様の事業のほか、公営企業に特有の以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小水力発電(水道事業・工業用水道事業)【単独】 ・バイオガス発電、リサイクル施設等(下水道事業)【単独・補助】 ・電動バス等の導入(EV、FCV、PHEV)交通事業(バス事業)【単独】 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、バイオマス等を熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するものの整備【単独・補助】^{注6} ・過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ設備の導入及び省エネ改修【単独・補助】 ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する地場産業の振興に資する施設の整備^{注6,7}(第三セクター等に対する補助金を含む)【単独】 ※令和6年度より、再生可能エネルギー設備の整備^{注8}及び公共施設等のZEB化^{注2,3}を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同等等を行う。^{注9} 	<ul style="list-style-type: none"> 辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・辺地債の対象施設の整備として行われる再生設備、省エネ設備の導入及び省エネ改修【単独・補助】 ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する地場産業の振興に資する施設の整備^{注6,7}(第三セクター等に対する補助金を含む)【単独】 	<ul style="list-style-type: none"> 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づく補助事業^{注10}

※詳細については令和6年度地方債同意等基準運用要綱等を参照。

※国庫補助金を受けて実施する事業については、公共事業等債又は一般補助施設整備等事業債が充当可能。

(注1) 売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づきFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外。

(注2) ZEB基準相当(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会甲令)における「ZEB Oriented相当」)に適合するための公共施設等の改修及びZEB基準相当の公共施設等の新築・改築。

(注3) ZEB基準相当又は省エネ基準を満たすことについて第三者認証を受けている施設に係る事業であること。

(注4) 省エネルギー基準(BEI(設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値))が1.0以下(ただし、平成28年4月1日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。))に適合するための、公共施設等の改修事業。

(注5) 「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条第5号に規定する法人及び地方公営企業。

(注6) 国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債、辺地対策事業債の対象外。

(注7) 地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。FIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合も、対象外。

(注8) 地場産業の振興に資する施設の整備は、過疎地域における「地域内消費」を主目的とするものに限る。

(注9) 過疎債の対象施設に限る。

(注10) 「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」(防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分)が該当。

資料5



融機関・地域エネルギー会社・地域の中核企業や大学、都道府県等を巻き込みながら、その後の地域の脱炭素を進めていくうえで、言わば基盤を具体的に構築していくことが重要です。例えば、鳥取県内では、先行地域づくり事業を契機として同県で不足するPPA事業者を地元地銀が全額出資して設立しました。また、山口県では重点加速化事業を活用し、地元省・創・蓄工ネ関連産業の育成を図るなどの取組が行われています。京都市では、先行地域事業の中で、地元私立大学と

連携しグリーン人材育成を目指しています。

地方公共団体主導の地域脱炭素の意義は、地域の核となるプレイヤーと連携することで、脱炭素の取組が各主体の個別の取組で終わることなく、産業政策や人材育成等の政策になり得ることです。そのためにも、各種事業を通じて、産学官金における地域脱炭素の基盤を早期に構築していくことが重要となります。

★ご関心を抱かれた団体の皆さまへ

ホームページはこちら
環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/index.html>

◆お問い合わせ先
各地方環境事務所・地域脱炭素創生室(脱炭素地域づくり支援サイト)の「お問い合わせ」をご参照ください

環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課
03-5521-8223

情 報



町村生協の自動車共済

掛金が一律！
等級制度がありません！

共済契約自動車の事故により被共済者が法律上の賠償責任を負った場合に、対人賠償共済金、対物賠償共済金を支払う制度です。自損事故傷害共済、無共済等自動車傷害共済、限定搭乗者傷害共済、他車運転特約（自動二輪車・原動機付自転車を除く）、臨時費用の制度が自動付帯されています。



組合員のニーズに合った選択ができるよう以下のとおりA型とB型の2類型となっています。

■ A 型 掛金（年額）3万円で最高

[自家用普通・小型乗用車]

- 対人賠償 —— 無制限の補償
対人賠償共済（1名につき）
- 対物賠償 —— 1000万円の補償
対物賠償共済（1事故につき）
- 自損事故傷害 —— 1500万円の補償
自損事故傷害共済（1名につき）
- 限定搭乗者傷害 —— 500万円の補償
限定搭乗者傷害共済（1名につき）

■ B 型 掛金（年額）3万3000円で最高

[自家用普通・小型乗用車]

- 対人賠償 —— 無制限の補償
対人賠償共済（1名につき）
- 対物賠償 —— 無制限の補償
対物賠償共済（1事故につき）
- 自損事故傷害 —— 1500万円の補償
自損事故傷害共済（1名につき）
- 限定搭乗者傷害 —— 1000万円の補償
限定搭乗者傷害共済（1名につき）

※加入の申込、お問い合わせはお近くの都道府県支部までご連絡ください。

全国町村職員生活協同組合のご案内 (<https://www.zcss.jp/>)

- この組合は町村等職員であればどなたでも組合員になることができます。
- 火災と自動車の共済事業を行っており、町村等職員の安定した生活に寄与してまいりました。
- 協同組合ですので、営利を目的としておりません。掛金は低く設定しており、さらに決算時に剰余金が発生した際には、割戻金としてお返しいたします。
- 組合員になるためには出資金が必要です。組合員は退職後も共済事業を終身利用できます。
- 組合員が死亡した場合も、配偶者が契約を承継することができます。

交通遺児等育成基金は 子どもたちの 未来を守ります

1980年8月の設立から
交通遺児等の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎ 0120-16-3611 (通話無料)

<https://www.kotsuiji.or.jp>



交通遺児等育成基金事業

損害保険会社等から支払われる損害賠償金等から基金に拠出金を払い込むと、これに国庫補助金と民間援助金を加えて安全・確実に運用し、お子様の養育資金として3か月ごとにまとめて満19歳に達するまで、育成給付金を送金します。

- 加入年齢
満16歳未満の交通遺児が加入できます。
- 拠出金額
加入年齢により異なります。
- 給付金額
育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

交通遺児等支援給付事業

義務教育終了前の交通遺児または交通重度後遺障害を負われた方のお子様がいる家庭で、生計が困窮している家庭を対象にした給付事業です（返済は必要ありません）。

- 越年資金
12月に3万円を支給します。
- 入学支度金・進学等支援金
小学校、中学校入学時に6万円を支給します。
- 進学等支援金
高校進学時または就職時に6万円を支給します。

ふるさと回帰支援センター 2023年の移住相談の動向について

認定NPO法人ふるさと回帰支援センター
副事務局長 稲垣 文彦

ふるさと回帰支援センターの2023年（1月～12月）の移住相談の動向がまとまりましたので、この場をお借りして、「報告いたします。」

相談件数の推移

まずは、ふるさと回帰支援センターの年間の相談件数は、前年比で13・3%増の59、276件となり、3年連続、過去最高の相談件数を更新しました（図1）。2023年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の相談件数が注目されていましたが、依然として相談件数の増加傾向が続いています。

相談者の年代

つぎに、相談者の年代を見てみますと、最も多いのが30代、次いで40代、そして50代、20代以下と続きます。また、20～40代（現役

世代）が約70%を占めています（図2）。

UIJターンの別の相談者

そして、相談者のUIJターン別を見てみますと、最も多いのがIターン、次いでUターン、そしてJターンと続きます（図3）。

相談者が希望する地域類型

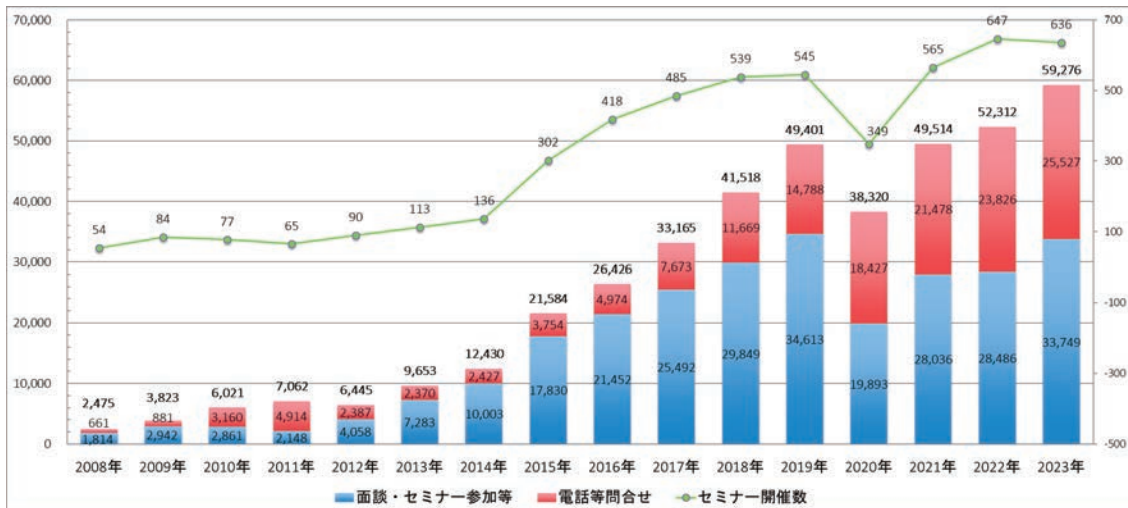
最後に、相談者が希望する地域類型を見てみますと、最も多いのが地方都市、次いで農村、そして山村と続きます（図4）。ここで「農村や山村は地方都市に比べて人気がない」という誤解をしてはいけません。地方都市への移住を希望している人は、地方都市間で比較しますし、農村への移住を希望している人は、農村間で比較しています。地方都市と農村を天秤にかける人は極めて稀です。従って、農村においても、ターゲットを絞って情報発信をすることによって移住定

住の取組は、うまく進みます。ちなみに2021年に当センターが行ったインターネット調査によると首都圏（1都3県）在住の20～74歳の男女の内、「地方移住に関心がある」と回答した人は12・3%（推計309万人）でした。少し乱暴な言いになりますが、309万人の約20・6%（推計63万人）が農村への移住に関心があるとも言えます。

ふるさと回帰支援センターでは、自治体の皆さまに移住希望者をおつなぎすることは勿論のこと、自治体の皆さまに対する移住・定住施策のアドバイスも行っております。「移住・定住施策をどのように進めていけばよいか」等の質問があれば、お気軽にご相談下さい。

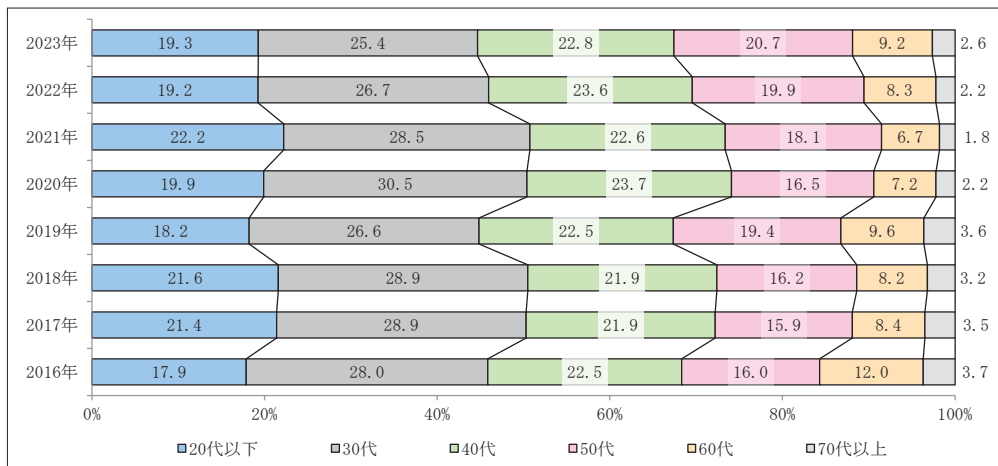
お問い合わせ先

認定NPO法人ふるさと回帰支援センター
電話：03-6273-4401
メール：info@furusotokakinet
URL：https://www.furusotokakinet/

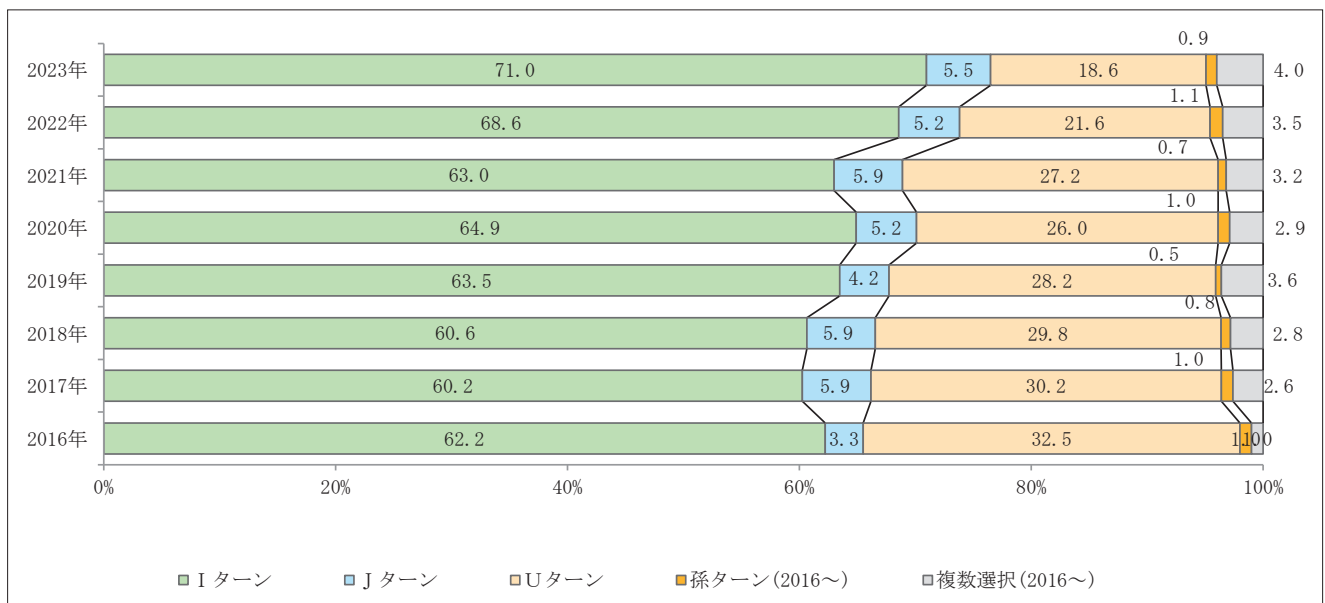


▲図1 相談件数の推移

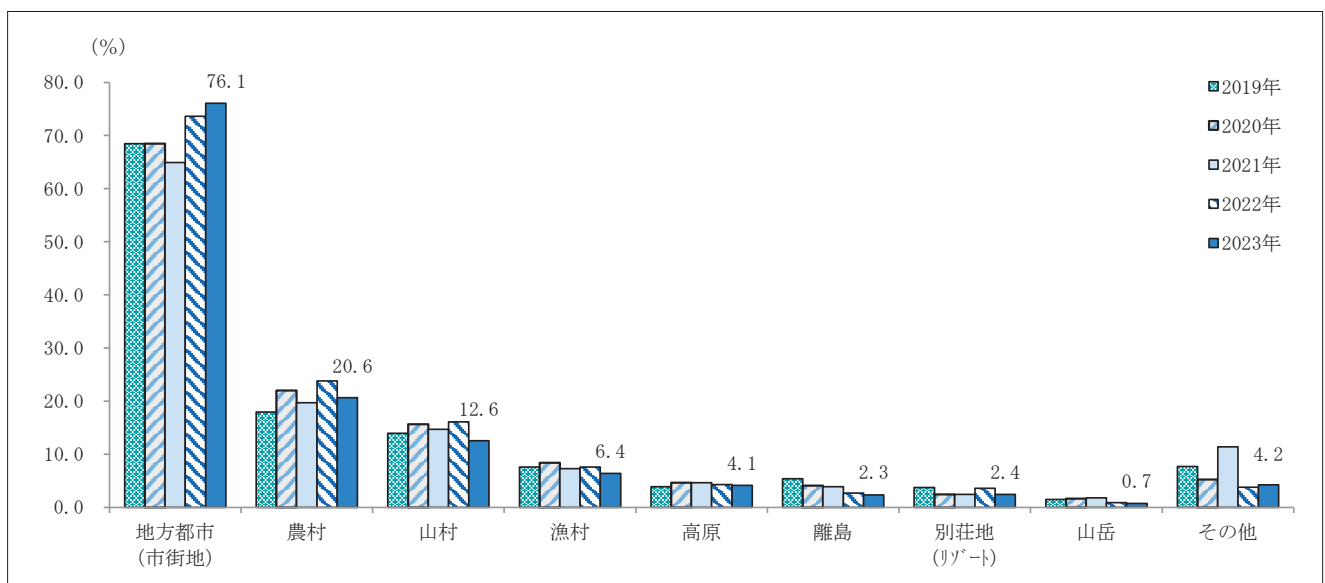
情 報



▲図2 年代別



▲図3 UIJターン別



▲図4 希望する地域類型

地方公共団体金融機構

地方支援業務

効果的な自治体運営のために、ご活用を!!

地方公共団体の「良き相談相手」となることを目指し、**財政運営の基礎から個別課題の解消まで幅広い分野で、丁寧できめ細かい各種支援業務を展開してまいります。**

皆さまの積極的なご活用・ご参加をお待ちしています。

令和6年度の実施ポイント

- アドバイザー派遣等の個別支援により、「自治体の個別課題」に対応
- 多様なツール(セミナー・eラーニング)により、遠隔地や小規模団体も実施可能な「職員研修」を構築
- Web活用による情報発信の強化(先進事例検索システム、財政分析チャート「New Octagon」など)



財政運営等に関する個別支援

▶ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業(総務省との共同事業)

団体の要請や状況に応じて、市区町村等に継続的にアドバイザーを派遣します。**令和6年度も新分野を追加しました。**

募集は既に開始しており、**4月から順次アドバイザー派遣を実施します。**

当事業の募集期限は12月までを予定しておりますので、ぜひご活用ください。

	市区町村・公営企業等	都道府県
支援分野	■公営企業・第三セクター等の経営改革 ・DX・GXの取組 ・経営戦略の改定・経営改善 ・公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組 ・上下水道の広域化等 ・第三セクターの経営健全化 ■公営企業会計の適用 ■地方公会計の整備・活用 ■公共施設等総合管理計画の見直し・実行 ■地方公共団体のDX ■ 地方公共団体のGX(新) ■ 首長・管理者向けトップセミナー(啓発・研修事業のみ)	啓発・研修事業 県が市区町村等に対して研修を行う場合に、必要となる講師を派遣
	支援方法	課題対応アドバイザー事業 団体の要請に応じ、各課題の克服等、財政運営・経営の改善のためアドバイザーを派遣

▶ 出前講座

金融の専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマ・方法(講師派遣・Web会議システム等)で講義を実施します。

▶ 実務支援(個別相談)

自治体ファイナンス・アドバイザー等が団体の抱える財政運営や資金調達等に係る個別具体的な課題や疑問の解決に向け、きめ細かなアドバイスをを行います。電話・メール等でお気軽にご相談ください。



eラーニング・集合研修

▶ eラーニング

- ・ eラーニングにより、「集合研修(下記)の講義等を提供」、「地方財政に関する基本的な制度」、「地方公会計制度等に関する研修」等を提供します。
- ・ 令和6年度eラーニングで提供した講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにします。**今後も配信コンテンツを充実させていきますので、ぜひご活用ください。**

▶ 集合研修

○ JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー

喫緊の課題に対し、「先進的な取組を行っている地方公共団体からの報告」、「総務省から国・全国の動向や改正された制度の解説」、「有識者による講演」等を織り込んだ研修を、集合研修(東京・福岡・JIAMと共催)及びeラーニングで実施します。

○ 資金調達入門研修・資金運用入門研修

資金調達や資金運用に携わる職員を対象に、集合研修(東京・大阪)・eラーニングで実施します。

○ 資金調達・運用に係る宿泊型研修

資金調達・運用について、基礎から専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とし、集中的に学べる宿泊型研修を、JAMPやJIAMと共催で実施します。



情報発信

▶ 先進事例検索システム

現在、財政運営や地方公営企業の取組等に関する2,300件超の事例を掲載しています。掲載事例の充実を図ります。

▶ 財政分析チャート「New Octagon」

市町村の財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供しています。ぜひ一度ご活用ください。

情 報

令和6年度「法務能力向上のための特別実務セミナー」の開催

～苦手な法務もこれで解決！変化に即応できる自治体職員・議員のための短期集中セミナー～

※東京、鹿児島及びさいたま開催は、オンライン配信(ライブ配信及び見逃し配信)あり。

開催日	会場
令和6年 7月2日(火) 7月3日(水)	東京都千代田区・砂防会館別館
7月24日(水) 7月25日(木)	京都市・京都カーテンパレス
8月7日(水) 8月8日(木)	松山市・愛媛県中予地方局庁舎
8月28日(水) 8月29日(木)	芦屋市・芦屋市本庁舎東館
10月23日(水) 10月24日(木)	鹿児島市・マリソルパレス(こしま)
11月6日(水) 11月7日(木)	さいたま市・全電通埼玉会館
12月4日(水) 12月5日(木)	徳島市・徳島県自治研修センター

1 日程及び会場
【法務特別セミナー】
 全国的に共通性のある政策法務に焦点を当て、そのポイントを解説する「法務特別セミナー」を全国7か所で、また、各地域の課題解決に役立つ政策法務に焦点を当て、個別の条例や判例を分かりやすく解説する「法務実務研究セミナー」を全国4か所で開催します。
 自治体法務に精通した講師による、市区町村の職員、議員の皆さまの法務能力の向上に役立つ実践的な講義内容となっていますので、ぜひご参加ください。

※さいたま開催は、オンライン配信(ライブ配信及び見逃し配信)あり。

開催日	会場
令和6年 7月17日(水) 7月18日(木)	盛岡市・岩手教育会館
10月9日(水) 10月10日(木)	札幌市・TKP札幌ビジネスセンター赤レンガ前
11月20日(水) 11月21日(木)	松江市・島根県自治研修所
令和7年 1月21日(火) 1月22日(水)	さいたま市・全電通埼玉会館

【法務実務研究セミナー】
2 受講料(教材費・税込)
 賛助会員2,000円
 非賛助会員4,000円
3 お申込専用フォーム
https://krs.bz/rig/m/rig_seminar
4 問合せ先
 一般財団法人地方自治研究機構 研修部
 電話 03-51481-0662
 E-mail koshu@rig.or.jp
5 その他
 詳細は、機構HP <http://www.rig.or.jp/htdocs/003.html> を参照ください。

令和6年度「自治体DX推進セミナー」の開催について

～自治体DXを具体的に推進するための情報政策担当職員以外の職員を対象とした実践的セミナー～

自治体DXの推進に当たり、具体的に何をしたらよいか戸惑っている自治体も見受けられるため、自治体に求められる住民との接点(フロントヤード)の業務改革と内部事務(バックヤード)のデジタル化への取組に焦点を当てた「自治体DX基礎セミナー」を開催し、最新の情報等により自治体DX推進のための具体的な取組手法を解説いたします。また、自治体DX推進の前提として必要な業務プロセス改革の手法を学ぶため、主に管理職員を対象とした「自治体DX業務改革(BPR)セミナー」を2日間で開催することとし、これらのセミナーを総務省と共同で実施いたします。

1 受講対象者
 主に、地方公共団体の情報政策担当以外の各行政部門の職員
2 各セミナーの開催日等
◆会場・日程
 (1)自治体DX基礎セミナー
 東京都千代田区・全国都市会館において開催及びオンライン配信
 令和6年6月19日(水) マイナnpカードの活用セミナー1
 令和6年6月20日(木) 基幹業務システムの標準化移行セミナー1
 令和6年10月30日(水) マイナnpカードの活用セミナー2
 令和6年10月31日(木) 基幹業務システムの標準化移行セミナー2
◆講師
 総務省・デジタル庁担当官、先進取組自治体等
◆内容
 自治体DXを推進するうえで必要となるフロントヤード改革への取組

として「マイナnpカードの活用セミナー」を、バックヤード改革への取組として「基幹業務システムの標準化移行セミナー」をそれぞれ開催時期を分けて2回開催
 最新情報による解説や先進自治体の取組事例により自治体DXの取組に必要な知識を習得
(2)自治体DX業務改革(BPR)セミナー
◆会場・日程
 東京都千代田区・全国町村会館において開催及びオンライン配信
 令和6年6月12日(水)
 ～6月13日(木)

民間事業者、先進取組自治体業務プロセスの分析を行うためには、業務の可視化を行う必要があるため、業務フロー図(BPMN II)の作成や、先進自治体の取組事例から業務改革の実践手法を習得(2日間で開催)

◆講師
 民間事業者、先進取組自治体
◆内容
 業務プロセスの分析を行うためには、業務の可視化を行う必要があるため、業務フロー図(BPMN II)の作成や、先進自治体の取組事例から業務改革の実践手法を習得(2日間で開催)
3 受講料：無料
4 お申込専用フォーム：
https://krs.bz/rig/m/rig_seminar2
5 問合せ先：一般財団法人地方自治研究機構 研修部
 電話 03-51481-0662
 E-mail koshu@rig.or.jp
6 その他：詳細は、機構HP <http://www.rig.or.jp/htdocs/003.html> を参照ください。

千早赤阪村は、大阪府の南東部、南河内地域に位置し、府内最高峰の金剛山(標高1,125m)を有する大阪府唯一の村です。人口は約4,800人、面積は37.30km²で村域の約80%を森林が占めている自然豊かな中山間地域となっています。

大阪市内中心部まで直線距離で約20km、車で1時間というアクセスの良さから、多くの観光客・登山客が訪れています。金剛山は、1月・2月には頂上付近では樹氷を見ることが

そんな、楠木正成・正行親子のゆかりの地の自治体などが連携を行いながら、交流人口の増加や産業振興、観光振興、文化財の活用などと連動した地域の活性化を図るため、大河ドラマの誘致を行うことを目的に、「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会

を設立し、誘致活動に取り組んでいます。令和6年1月末時点で、全国68の自治体が加盟、7府県の知事にも顧問としてご参加いただいています。この68の自治体の首長を千早赤

の効率化を図っていかねばならないと考えています。行政のデジタル化を進めていくうえで、スマートフォンは欠かすことができないツールとなります。そのため、高齢者を対象に、日常的に楽しみながらスマートフォンを活用できるように、「押し

忍!スマホ道場」として、超人門編、入門編、応用編、特別編の4つ講座を定期的に開催し、高齢者のスキルアップとデジタルデバイドの解消に努めています。おかげさまで、大変



持続可能な村づくりを目指して

大阪府千早赤阪村長

南本

斎

ができます。手軽に登れる山として、毎日出勤前に登山をする人もおり、金剛山登山回数1万回以上という強者もいます。

千早赤阪村は、南北朝時代に活躍した楠木正成生誕の地と言われています。村内には、楠木正成ゆかりの史跡が多数残っており、村内の小・中学校の校章には、楠木家の家紋「菊水」が用いられるなど、村内外の人々から、「楠公さん」と呼ばれ親しまれています。

阪村に招いてサミットを開催するのが私の夢です。

国では、令和3年9月にデジタル庁が創設され、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を基本ビジョンに、マイナンバーカードの普及とともに社会全体でデジタル化が急速に進んでいます。高齢化率が約48%と人口の半数近くを占める本村としても、この流れに遅れることなく、行政のデジタル化を大きく加速し、住民サービスの向上、事務

好評をいただいております、100名を超える方々が受講されています。大阪・関西万博では、会場内でキャッシュレス決済が導入されることから、「TEAM EXPO 2025」

共創チャレンジにも登録し、誰もが万博を楽しむことができるように取り組んでいます。

村内には、平成5年4月に登録された、大阪府第1号の道の駅「ちはやあかさか」があります。道の駅の制度ができ、国の第1回目に登録さ

れた103箇所のうちの1つです。今でこそ農産物直売所を備えた道の駅が一般的になっていますが、当時は、まだまだ道の駅が認知されていなかったため、登録に必要な最低限の要件を満たした、「日本一かわいい道の駅」と命名される程で、売店コーナーも非常に小さなものです。村で採れる野菜は、金剛山から流れ出る河川のミネラルが豊富な一番水を使って作られており、そのため、非常に美味しい野菜やお米ができます。村の野菜、お米を求め、遠方から買いに来ていただけのように、千早赤阪村産のブランド価値を高めていきたいと考えています。そのためには、販売できる場所が必要となってきますので、地域の活性化や交流人口の増加を図るため、道の駅の機能拡充などを含めた新たな交流拠点施設の整備を行い、賑わいづくりを進めていきます。現在、計画策定に取り組んでおり、1日も早い完成を目指しています。

今後とも、村民の生命・財産を守ることを第一の使命とし、5年先、10年先を見据えた、『協働と参画による自立したむら』づくりに向け、持続可能な村となるよう村政運営に全力で取り組んでまいります。